

亀沢二丁目町会会館使用規約（案）

（会館の使用者）

第1条 会館の使用者は原則として亀沢二丁目町会会員（年会費を納めた者）に限るものとし、次に掲げる場合とし、個人での貸し出しを不可とします。

1. 会議
2. その他運営委員会が認めたもの

（利用制限と許可取消）

第2条 次の項目に該当する場合は、会館の使用を許可しない。

1. 政治、宗教活動
2. 近隣へ騒音、迷惑、秩序、風俗等など害するもの
3. 甚だしく施設損傷のおそれあるもの
4. 町会行事を優先とし、日程の変更又は取消をすることがある。
使用の優先順位については第12条に定める。
5. 使用を許可した場合及び使用中であっても、第2条の各項に該当又は運営委員会が不適当と認めた場合は、使用の許可を取消又は中止させることがある。
6. 児童、生徒の使用は必ず保護者又は関連団体役員が付き添うこと

（使用手続き）

第3条 会館を使用する場合は、管理人に次的方式により申し込むものとする。

1. 亀沢二丁目町会規約細則に定める亀沢二丁目町会の行事については、責任者からの連絡で受け付ける。
2. 亀沢二丁目町会会員の一般団体、サークルなどの行事についても前項に準ずるが、競合した場合は、前項の行事が優先する。45日前から予約が可能となり、30日前までに予約の利用可否を町会より連絡する
3. 使用申請書はメール及び町会会館へ書面で申請する
4. 使用料については、使用日の10日前までに支払いをする

「特記事項」 上記いずれの場合でも、使用料は原則として前納とし、取消の場合は事前に出来る限り速やかに行うこと。

（使用者の遵守事項）

第4条 会館を使用する者は次の事項を守る事とする。

1. 会館使用規則の遵守。
2. 器具、什器、備品を汚損しないこと。
3. エアコン・ガス・換気扇・電灯の切断を実施し、窓・戸の戸締りを行う。
4. 使用後にテーブル・椅子・座布団などを片付けて、室内外の清掃を行い、必ずごみを持ち帰ること。
5. 会館内は全て禁煙とする。
6. 鍵の受け渡しの際、鍵貸し出し台帳に記入し、使用後は火気、電源、戸締りを確認し、施錠後に管理者へ返却

（損害の賠償）

第5条 使用者が会館の施設及び備品などを損傷し、又は滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。但し、問題ある場合は執行部会で決定する。

（什器、備品の貸出）

第6条 会館の備品は町会長を通じて会員に限り貸し出すことが出来る。但し什器類は貸し出しあしない。

（会館使用区分）

第7条 大広間二室通し

（時間区分）

- （1） 平日、土日祝 9時～21時
但し、町会長が認める時は延長できる

（会館使用料）

第8条 会館使用料は各時間区分毎に下記の通りとする。

使用料 3,000円/2時間

延長 1,500円/1時間（最大延長は21時までとする）

* 使用料金については町会会館又は会計へ事前に納入する

（使用料免除）

第10条 次に掲げる場合は使用料免除とする。

1. 亀沢二丁目町会役員の会合、その他活動及び町会公認団体

(開館及び時間)

第 11 条 会館は毎日開館する。時間は 13 時より 16 時迄とする。但し、土日祝及び年末年始、お盆は休館日とする。

(使用の優先順位)

第 12 条 原則として申込順とするが、競合した場合の優先順位は下記の基準による。

1. 町会による会合、行事
2. 予供会、青年会
3. 町会会員の一般団体、サークルなどの利用

付則

1. 使用料、冷暖房費などについては、原則として執行部会で検討協議する。
2. この使用規則は 2026 年 2 月 1 日から施行する。